

平成28年度使用教科用図書の採択の方式について

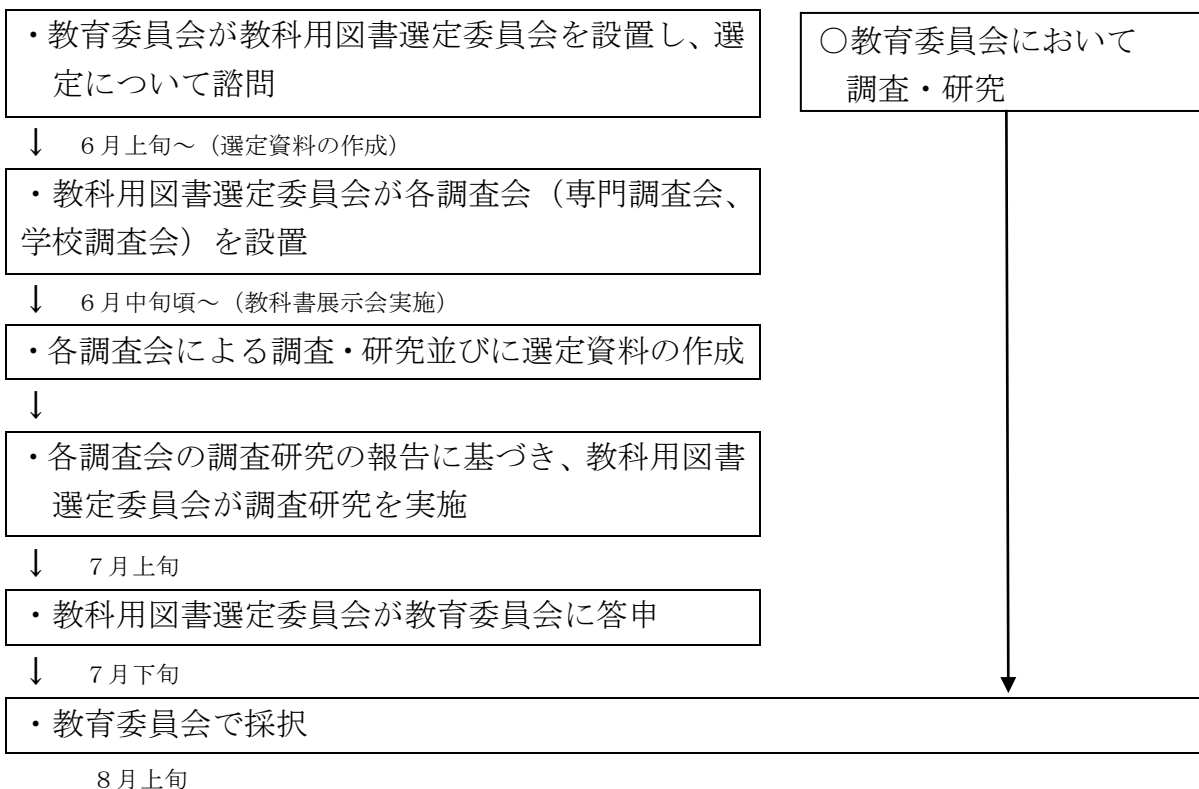
1 採択の方式について

市立中学校及び特別支援学校中学部の教科用図書については、「執行機関の附属機関に関する条例」に基づき設置された大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「教科用図書選定委員会」という。）の厳正かつ公正な調査・研究を経た答申を参照し、教育委員会において採択する。

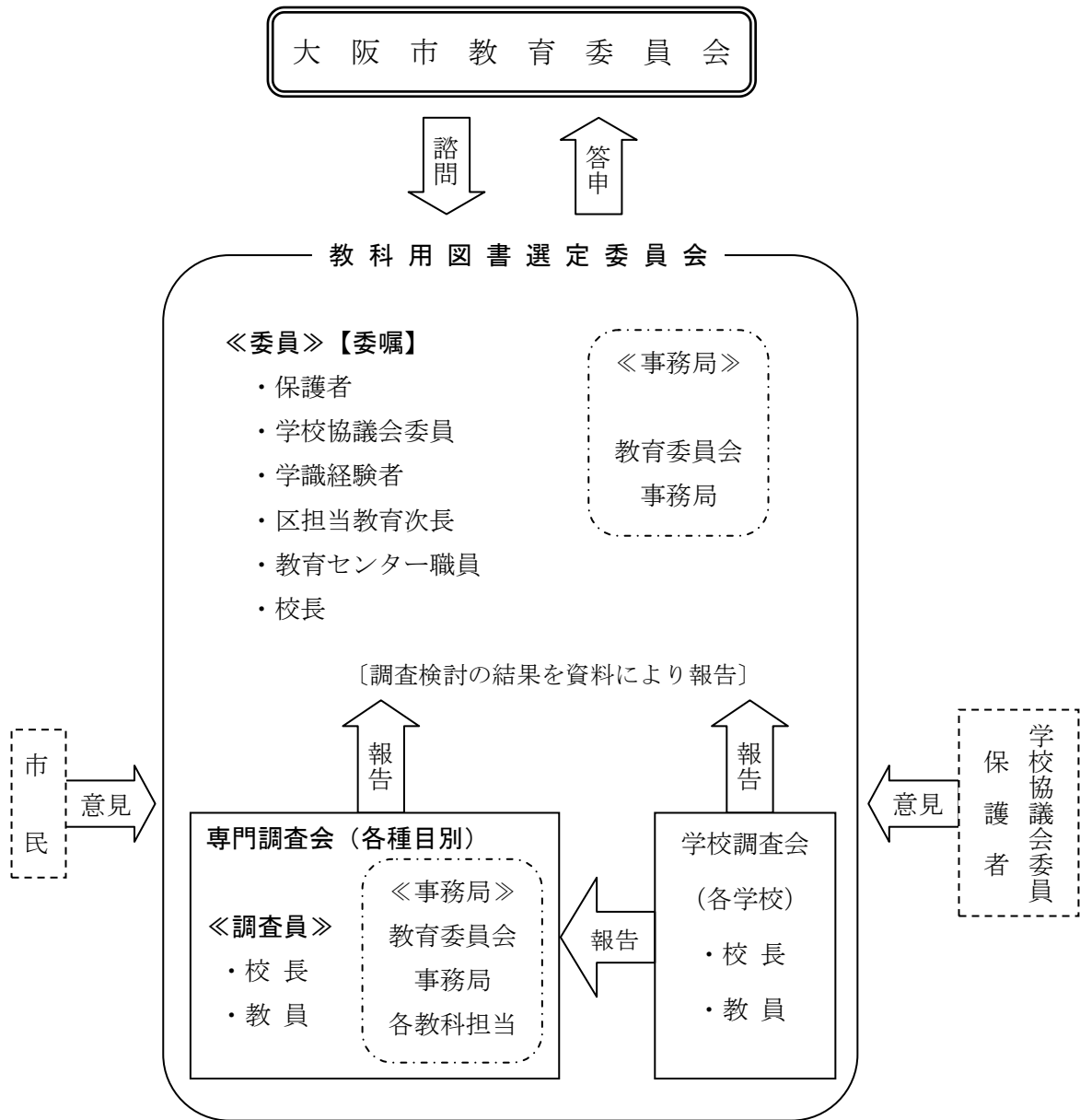
また、教育委員会は教科用図書選定委員会と並行して調査・研究をすすめるとともに、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行う。

なお、小学校および特別支援学校小学部については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条及び同法律施行令第14条第1項の規定により、平成26年度と同一の教科書を採択する。

2 採択の手順について



3 採択の仕組みについて



4 委員会・調査会などの業務について

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育諸学校において使用する教科書として、種目ごとに一種の教科書を採択する。
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・教科用図書選定委員会等に対して、連絡調整を行い、教科書採択に関する事務を執り行う。 ・各教科の担当を定め、調査研究にあたるとともに、各調査および府教育委員会教科用図書選定資料などをもとに調査の進捗の把握や調整を執り行う。
教科用図書選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の諮問を受け、別に定める各調査会等の調査研究の報告や意見等をふまえ、教科書の調査及び研究を行い、各種目について教育委員会に答申する。 ・委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
専門調査会 (各教科)	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科の専門調査会において、より専門的な立場からの義務教育諸学校における教科書についての調査研究並びに選定資料（案）を作成する。
学校調査会 (各学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教員は教科書の調査研究を行い、それらをもとに学校長は所定の様式により、選定委員会に報告する。
学校協議会委員	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書展示期間に各教科書センターで教科書の見本を閲覧し、所定の様式により、選定委員会に提出する。
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書展示期間に各教科書センターで教科書の見本を閲覧し、所定の様式により、選定委員会に提出する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書展示期間に各教科書センターで教科書の見本を閲覧し、意見があれば所定の様式により、選定委員会に提出する。